

令和5年度 第3回川崎市地域公共交通会議

令和6年3月19日書面開催

一 次 第 一

議 事

1. 川崎区の一部におけるオンデマンド交通「のるーと KAWASAKI」の実証実験について
【協議事項】
2. 令和4年度生活交通改善事業評価について【報告事項】
(UD タクシー、ノンステップバスの導入報告)
3. 令和5年度生活交通改善事業計画について【報告事項】
(UD タクシー、ノンステップバスの導入報告)
4. 地域公共交通会議設置要綱、分科会設置要領の一部改正について【報告事項】
(道路運送法改正に伴うもの)

資 料

- | | |
|-------|--|
| 資 料 1 | 川崎区の一部におけるオンデマンド交通「のるーと KAWASAKI」の実証実験について |
| 資 料 2 | 令和4年度生活交通改善事業評価について |
| 資 料 3 | 令和5年度生活交通改善事業計画について |
| 資 料 4 | 地域公共交通会議設置要綱、分科会設置要領の一部改正について |

委員名簿

■委員（敬称略）

名 前	所 属 名	備 考
かじた よしたか 梶田 佳孝	東海大学工学部土木工学科 教授	
ありよし りょう 有吉 亮	名古屋大学 特任准教授	
さいとう けんじ 齋藤 謙司	神奈川中央交通（株） 常務執行役員 運輸計画部長 （一般乗合旅客自動車運送事業者）	
せき ひろゆき 関 裕之	川崎タクシー（株） 代表取締役社長 （一般乗用旅客自動車運送事業者）	
むらおか たかお 村岡 孝夫	明生タクシー（株） 常務取締役 （一般乗用旅客自動車運送事業者）	
ますむら こういち 増村 幸一	高砂交通（株） 総務部長 （一般乗用旅客自動車運送事業者）	
せきがみ よしあき 関上 義明	（一社）神奈川県バス協会 専務理事	
おおば あきひこ 大葉 章彦	神奈川県タクシー協会川崎支部 事務局長	
うらの かずよし 浦野 一吉	川崎市全町内会連合会 副会長	
しまおか まなぶ 島岡 学	市民（公募による選出）	
にへい ひろかず 二瓶 博和	市民（公募による選出）	
ひらた しんいち 平田 伸一	国土交通省関東運輸局神奈川運輸支局 首席運輸企画専門官	
こやま くにまさ 小山 國正	神奈川県交通運輸産業労働組合協議会 幹事	
おおはし たかゆき 大橋 貴之	神奈川県警察本部交通部交通規制課 都市交通対策室長	
さくらい まさゆき 櫻井 雅幸	川崎市建設緑政局 総務部長	
つかだ ゆうや 塚田 雄也	川崎市まちづくり局 交通政策室長	

■事務局

藤島 直人	まちづくり局 交通政策室地域交通対策担当課長	
本田 卓士	まちづくり局 交通政策室地域交通対策担当係長	
荻原 雅史	まちづくり局 交通政策室地域交通対策担当主任	

川崎区オンデマンド交通「のるーと KAWASAKI」の実証実験について

1 協議の目的

地域における需要に応じた住民の生活に必要な交通手段の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議する。（川崎市地域公共交通会議設置要綱（以下、「要綱」という。） 第1条より）

2 協議事項

要綱第2条に基づき、地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様に関する事項について協議を行う。

(1) 令和6年度「のるーとKAWASAKI」実証実験運行概要

「のるーとKAWASAKI」は、BRT幹線輸送との結節、Ma a S地域連携、川崎市臨海部横断軸を意識した運行により市民の方々の交通手段の拡張することおよび、バス運転士不足の深刻化により路線バスでは対応できない移動ニーズに対応することを目的に運行を目指すオンデマンド交通である。

<運行概要>

- ・実施主体：KAWASAKI新モビリティサービス実証実験協議会
- ・運行主体：川崎鶴見臨港バス株式会社（一般乗合）
- ・運行形態：予約による乗合送迎サービス
- ・運行期間：2024年10月1日（火）～2025年1月31日（金）（予定）
- ・運行日：日曜日を除く毎日 計100日間
（ただし、2024年12月30日（月）～2025年1月4日（土）は運休）
- ・運行時間：8時00分～19時00分
- ・運行台数：2台
- ・運賃：大人400円程度を想定
- ・予約方法：専用アプリ、LINE
- ・運行車両：ワゴン車タイプ（乗車定員8名）



図1 運行エリア



図2 運行車両（イメージ）

3 実証実験後のスケジュール (案)

令和7年2月 道路運送法による区域運行休止の届出
 令和7年4月 事業性の検証・運行可否の決定

【参考】令和5年度「のりーと KAWASAKI」実証実験運行の結果について

- ・令和5年10月2日(月)～12月15日(金)の平日、土曜の計62日間運行
- ・運行時間は8時00分～18時30分、運行台数は2台、運賃は無料
- ・予約受付は2日前から乗車直前まで、専用アプリまたはLINEで予約
- ・運行エリアは今年度運行予定エリアとほぼ同じ
(南北約4キロメートル、東西約2キロメートル四方)
- ・運行期間中の予約システム登録者数は554名、のべ4,372名の乗車があった。なお、1日平均乗車人数は71名(1号車36名、2号車35名)、最大乗車人数は10月21日(土)の117名(1号車60名、2号車57名)であった。
- ・各曜日のなかでも土曜日の利用者数が最も多く、予約システム1名の登録につき複数名で乗車するケースも多かった。
- ・年代別では、30代～50代の利用者が約7割を占め、60代以上の利用者は全体の1割強と伸び悩んだ。
- ・男女別で見ると20代を除く全世代で女性利用者の登録者数が多い結果となった。
- ・乗降ともに利用頻度の高い場所に大きな差はなく、運行エリアの外周に位置するミーティングポイントの利用が目立った。
- ・図3のOD図を見ると、南北の移動が多い。川崎区内を南北に結ぶ路線バスが乏しい分、ある程度の移動ニーズがあることが分かった。

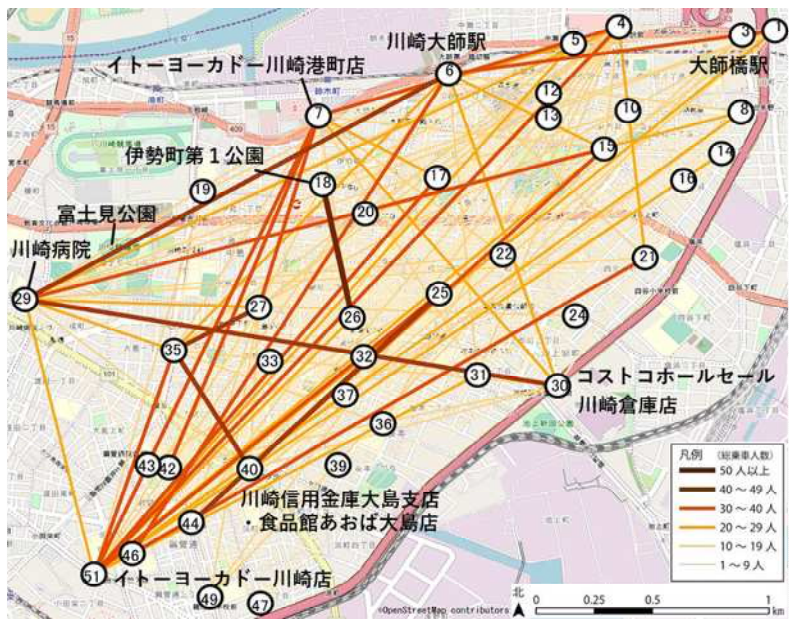


図3 全期間全曜日のOD図

順位	乗車が多かった区間
1位	伊勢町第1公園→川崎市藤崎老人いこいの家・こども文化センター
2位	川崎大師駅→市立川崎病院
3位	総合川崎臨港病院→ライフ川崎大島店
4位	川崎区役所田島支所→観音町第2公園
5位	市立川崎病院→コストコホールセール川崎倉庫店

表1 全期間で乗車が多かった区間上位の表

オンデマンド交通 ミーティングポイント設置箇所

- 凡例
- ①…スーパー、商業施設
 - ②…行政、地域施設
 - ③…病院
 - ④…駅
 - ⑤…郵便局
 - ⑥…銀行
 - ⑦…公園
 - ⑧…その他
 - ⑨…新設ポイント
 - A…コンビニ(結節点候補)

川崎駅

エリア外 MP

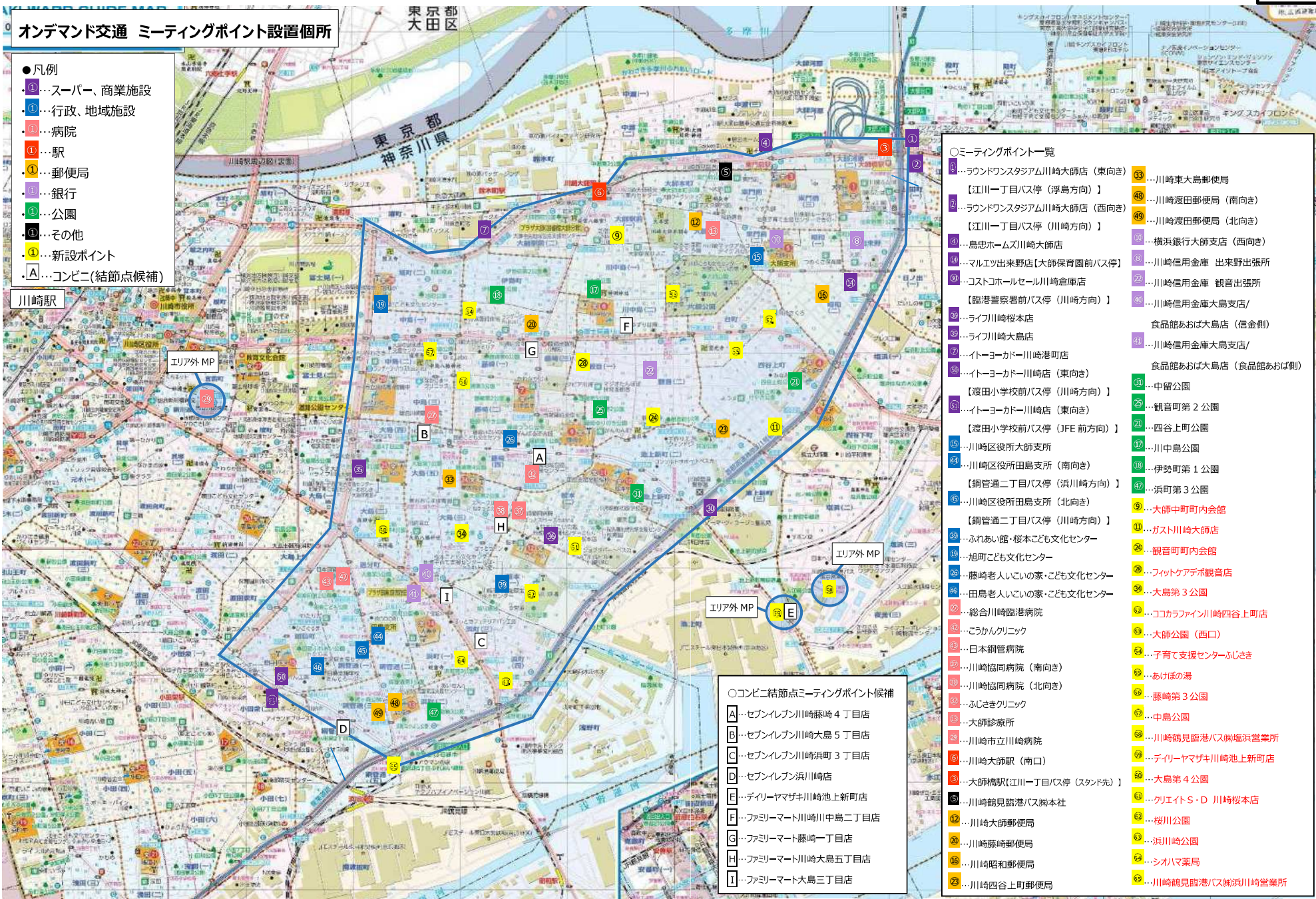
エリア外 MP

○コンビニ結節点ミーティングポイント候補

- A…セブンイレブン川崎藤崎4丁目店
- B…セブンイレブン川崎大島5丁目店
- C…セブンイレブン川崎浜町3丁目店
- D…セブンイレブン川崎中島店
- E…デイリーヤマザキ川崎池上新町店
- F…ファミリーマート川崎中島二丁目店
- G…ファミリーマート藤崎一丁目店
- H…ファミリーマート川崎大島五丁目店
- I…ファミリーマート大島三丁目店

○ミーティングポイント一覧

- ①…ラウンドスタジアム川崎大師(東向き) [江川一丁目バス停(浮島方向)]
- ②…ラウンドスタジアム川崎大師(西向き) [江川一丁目バス停(川崎方向)]
- ③…川崎東大島郵便局
- ④…島忠ホームズ川崎大師店
- ⑤…マルエツ出来野店[大師保育園バス停]
- ⑥…川崎大師駅(南口)
- ⑦…イトーヨーカドー川崎港町店
- ⑧…イトーヨーカドー川崎店(東向き)
- ⑨…ふれあい館・桜本こども文化センター
- ⑩…ファミリーマート川崎中島二丁目店
- ⑪…ファミリーマート藤崎一丁目店
- ⑫…川崎大師郵便局
- ⑬…川崎藤崎郵便局
- ⑭…川崎昭和郵便局
- ⑮…川崎四谷上町郵便局
- ⑯…川崎東大島郵便局
- ⑰…川崎渡田郵便局(南向き)
- ⑱…川崎渡田郵便局(北向き)
- ⑲…横浜銀行大師支店(西向き)
- ⑳…川崎信用金庫 出来野出張所
- ㉑…川崎信用金庫 観音出張所
- ㉒…川崎信用金庫大島支店/ 食品館あおば大島店(信金側)
- ㉓…川崎信用金庫大島支店/ 食品館あおば大島店(食品館あおば側)
- ㉔…中留公園
- ㉕…観音町第2公園
- ㉖…四谷上町公園
- ㉗…川中島公園
- ㉘…伊勢町第1公園
- ㉙…浜町第3公園
- ㉚…大師中町町内会館
- ㉛…ガスト川崎大師店
- ㉜…観音町町内会館
- ㉝…フィットケアデポ観音店
- ㉞…大島第3公園
- ㉟…ココカラファイン川崎四谷上町店
- ㊀…大師公園(西口)
- ㊁…子育て支援センターふじき
- ㊂…あげぼの湯
- ㊃…藤崎第3公園
- ㊄…中島公園
- ㊅…川崎鶴見臨港バス(株)塩浜営業所
- ㊆…デイリーヤマザキ川崎池上新町店
- ㊇…大島第4公園
- ㊈…クワイエットS・D 川崎桜本店
- ㊉…桜川公園
- ㊊…浜川公園
- ㊋…シオバ薬局
- ㊌…川崎鶴見臨港バス(株)川崎営業所



別紙

LINEでの利用方法



01 利用開始

アプリをダウンロードせずにもすぐ使える!

のーと KAWASAKI 公式LINE アカウント



02 利用登録

LINE アカウントとの連携で簡単登録



03 検索

出発地と目的地を検索



04 予約完了

予約内容をLINEでメッセージ受信



05 乗車

ミーティングポイントから乗車



※画面は開発中のものにつき、実際の仕様とは異なる場合があります。

よくあるご質問

Q 運行の途中でルートが変わるのはどうしてですか?

A 乗り合い交通として、1人でも多くのお客さまをお乗せできるよう運行しているためです。運行中も、他のお客さまの予約が入れば適宜ルートが変わり、寄り道を行います。寄り道は、予約時にご案内する到着予定時刻の時間内で行いますのでご安心ください。

Q 希望した乗り場(降り場)とは別の場所に案内されるのはどうしてですか?

A のーとは、状況により希望場所の向かいの乗り場などに案内することがございます。これは車両の現在地や行き先、他のお客さまの予約状況から、より多くのお客さまをお運びできるようにAI(人工知能)が判断・案内しているためです。

Q 目の前に車両があれば予約しなくても乗せてもらえますか?

A お乗り頂けません。のーとは予約制の乗り合い交通のため、予約が必要です。空席がある場合でもその後、他のご予約のお客さまをお乗せする場合がございますので、乗車される場合は、必ずアプリまたはLINEからご予約いただきますようお願いいたします。

事前に

2023年10月2日実証実験運行開始!

アプリやLINEで予約して乗る

のーと

KAWASAKI

AIを使った乗合型オンデマンドバス!

実証実験運行期間

2023年10月2日(月)~12月15日(金)
※平日・土曜日のみ運行。
日曜日・祝日は運行いたしません。

運行時間

午前8時00分~午後6時30分

運行マップ

詳しくは中面の運行マップをご確認ください。

定員 8人

他の乗客と乗合で!



予約制で必ず座れる!

都合の良い時間に専用の乗降場所から乗降できる!

AIオンデマンドバスとは?

時刻表や決まった運行経路がない予約型の乗合バスです。決められたポイントの中から利用者が乗降地を選び予約を行い、AI(人工知能)がその予約に応じて効率的な運行ルートを選択します。

予約方法

事前に会員登録の上、アプリまたはLINEで予約
(※電話での予約はできません。)

※乗車日2日前から乗車直前まで予約可能

まずはアプリをダウンロード、またはLINEの利用登録をしましょう!

アプリのダウンロードはコチラから



おすすめ

公式LINEはコチラから



アプリの登録・利用方法はYouTube「のーとチャンネル」をチェック!

のーとチャンネル

検索



利用の流れ

- 呼ぶ** アプリまたはLINEでバスの配車予約《乗る場所、降りる場所を申し込む》
- 来る** 指定された時間に乗降地点へ《号車番号を確認する》
- 乗る** 運転手に予約番号(登録した電話番号の下4桁)を伝えて乗車
- 払う** 乗車時に運賃を支払う
※実証実験運行期間中は無料

詳しくはのーとKAWASAKIホームページをチェック▶

イベント情報もこちらから





ミーティングポイント一覧

- | | |
|---|--|
| 1 ラウンドワンスタジアム川崎大師店(東向き)
【江川一丁目バス停(厚島方向)】 | 27 総合川崎臨港病院(東向き) |
| 2 ラウンドワンスタジアム川崎大師店(西向き)
【江川一丁目バス停(川崎方向)】 | 28 総合川崎臨港病院(西向き) |
| 3 大師橋駅
【江川一丁目バス停(スタンド先)】 | 29 川崎市立川崎病院 |
| 4 島忠ホームズ川崎大師店 | 30 コストコホールセール川崎倉庫店
【臨港警察署前バス停(川崎方向)】 |
| 5 川崎臨港バス(株)本社 | 31 中留公園 |
| 6 川崎大師駅(南口) | 32 ふじさきクリニック |
| 7 イトーヨーカドー川崎港町店 | 33 川崎東大島郵便局(南向き) |
| 8 川崎信用金庫 出来野出張所 | 34 川崎東大島郵便局(北向き) |
| 9 横浜銀行大師支店(東向き) | 35 ライフ川崎大島店 |
| 10 横浜銀行大師支店(西向き) | 36 ライフ川崎桜本店 |
| 11 川崎大師郵便局(東向き) | 37 川崎協同病院(南向き) |
| 12 川崎大師郵便局(西向き) | 38 川崎協同病院(北向き) |
| 13 大師診療所 | 39 ふれあい館・桜本こども文化センター |
| 14 マルエツ出来野店【大師保育園前バス停】 | 40 川崎信用金庫大島支店/
食品館あおば大島店(信金側) |
| 15 川崎区役所大師支所 | 41 川崎信用金庫大島支店/
食品館あおば大島店(食品館あおば側) |
| 16 川崎昭和郵便局 | 42 こうかんクリニック |
| 17 川中島公園 | 43 日本鋼管病院 |
| 18 伊勢町第1公園 | 44 川崎区役所田島支所(南向き)
【鋼管通二丁目バス停(産業道路方向)】 |
| 19 旭町こども文化センター | 45 川崎区役所田島支所(北向き)
【鋼管通二丁目バス停(川崎方向)】 |
| 20 川崎臨港郵便局 | 46 田島老人いこいの家・こども文化センター |
| 21 四谷上町公園 | 47 浜町第3公園 |
| 22 川崎信用金庫 観音出張所 | 48 川崎渡田郵便局(南向き)
【臨港中学校前バス停(産業道路方向)】 |
| 23 川崎四谷上町郵便局(東向き) | 49 川崎渡田郵便局(北向き) |
| 24 川崎四谷上町郵便局(西向き) | 50 イトーヨーカドー川崎店(東向き)
【渡田小学校前バス停(産業道路方向)】 |
| 25 観音町第2公園 | 51 イトーヨーカドー川崎店(西向き)
【渡田小学校前バス停(川崎方向)】 |
| 26 藤崎老人いこいの家・こども文化センター | |

ミーティングポイントの
目印となる看板の設置場所など

詳しくは公式ホーム
ページをチェック!



地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(生活交通確保維持改善計画に基づく事業)

令和6年1月30日

協議会名:川崎市地域公共交通会議分科会

評価対象事業名:地域公共交通バリア解消促進等事業(バリアフリー化設備等整備事業)

①補助対象事業者等	②事業概要	③前回(又は類似事業)の事業評価結果の反映状況	④事業実施の適切性	⑤目標・効果達成状況	⑥事業の今後の改善点(特記事項を含む)
高砂交通(株)	ユニバーサルデザインタクシー(スロープ車両)の導入	利用者の移動の円滑化・利便性の向上を図るため、導入計画を策定した。	A 事業は計画通り適切に実施された。	A 令和4度は、ユニバーサルデザインタクシーを2台導入し、車いす利用者等の移動の円滑化・利便性の一層の向上が図られた。	目標が達成されたことから、利用者の移動の円滑化・利便性の向上に向けて、引き続き導入を検討する。
ひまわり交通(株)	ユニバーサルデザインタクシー(スロープ車両)の導入	利用者の移動の円滑化・利便性の向上を図るため、導入計画を策定した。	C 事業は計画通り実施されなかった。	C 令和4は、ユニバーサルデザインタクシーを5導入する計画であったが、社内事業計画の見直しにより達成できなかった。	目標が達成されなかったことから、利用者の移動の円滑化・利便性の向上に向けて、引き続き導入を検討する。
富士電物流(株)	ユニバーサルデザインタクシー(スロープ車両)の導入	利用者の移動の円滑化・利便性の向上を図るため、導入計画を策定した。	B 一部事業は計画どおり実施されなかった。	B 令和4年度は、ユニバーサルデザインタクシーを7台導入する計画であったが、社内事業計画の見直しにより2台の導入にとどまり、目標は達成できなかった。	目標が達成されなかったことから、利用者の移動の円滑化・利便性の向上に向けて、引き続き導入を検討する。
神奈川都市交通(株)	ユニバーサルデザインタクシー(スロープ車両)の導入	利用者の移動の円滑化・利便性の向上を図るため、導入計画を策定した。	C 事業は計画通り実施されなかった。	C 令和4度は、ユニバーサルデザインタクシーを2台導入する計画であったが、社内事業計画の見直しにより達成できなかった。	目標が達成されなかったことから、利用者の移動の円滑化・利便性の向上に向けて、引き続き導入を検討する。
多摩田園タクシー(株)	ユニバーサルデザインタクシー(スロープ車両)の導入	利用者の移動の円滑化・利便性の向上を図るため、導入計画を策定した。	A 一部事業は計画どおり実施されなかった。	A 令和4度は、ユニバーサルデザインタクシーを3台導入し、車いす利用者等の移動の円滑化・利便性の一層の向上が図られた。	目標が達成されたことから、利用者の移動の円滑化・利便性の向上に向けて、引き続き導入を検討する。

川崎タクシー(株)	ユニバーサルデザインタクシー(スロープ車両)の導入	利用者の移動の円滑化・利便性の向上を図るため、導入計画を策定した。	B	一部事業は計画どおり実施されなかった。	B	令和4年度は、ユニバーサルデザインタクシーを7台導入する計画であったが、社内事業計画の見直しにより2台の導入にとどまり、目標は達成できなかった。	目標が達成されなかったことから、利用者の移動の円滑化・利便性の向上に向けて、引き続き導入を検討する。
コスモ交通(株)	ユニバーサルデザインタクシー(スロープ車両)の導入	利用者の移動の円滑化・利便性の向上を図るため、導入計画を策定した。	B	一部事業は計画通り実施されなかった。	B	令和4年度は、ユニバーサルデザインタクシーを10台導入する計画であったが、社内事業計画の見直しにより2台の導入にとどまり、目標は達成できなかった。	目標が達成されなかったことから、利用者の移動の円滑化・利便性の向上に向けて、引き続き導入を検討する。
東栄興業(株)	ユニバーサルデザインタクシー(スロープ車両)の導入	利用者の移動の円滑化・利便性の向上を図るため、導入計画を策定した。	A	事業は計画通り適切に実施された。	A	令和4年度は、ユニバーサルデザインタクシーを2台導入し、車いす利用者等の移動の円滑化・利便性の一層の向上が図られた。	目標が達成されたことから、利用者の移動の円滑化・利便性の向上に向けて、引き続き導入を検討する。
京浜交通(株)	ユニバーサルデザインタクシー(スロープ車両)の導入	利用者の移動の円滑化・利便性の向上を図るため、導入計画を策定した。	A	事業は計画を上回り適切に実施された。	A	令和4年度は、ユニバーサルデザインタクシーを5台導入する計画であったが、10台を導入し車いす利用者等の移動の円滑化・利便性の一層の向上が図られた。	目標が達成されたことから、利用者の移動の円滑化・利便性の向上に向けて、引き続き導入を検討する。
日本交通横浜(株)	ユニバーサルデザインタクシー(スロープ車両)の導入	利用者の移動の円滑化・利便性の向上を図るため、導入計画を策定した。	A	事業は計画を上回り適切に実施された。	A	令和4年度は、ユニバーサルデザインタクシーを4台導入する計画であったが、10台を導入し車いす利用者等の移動の円滑化・利便性の一層の向上が図られた。	目標が達成されたことから、利用者の移動の円滑化・利便性の向上に向けて、引き続き導入を検討する。
八重洲タクシー(株)	ユニバーサルデザインタクシー(スロープ車両)の導入	利用者の移動の円滑化・利便性の向上を図るため、導入計画を策定した。	B	一部事業は計画通り実施されなかった。	B	令和4年度は、ユニバーサルデザインタクシーを5台導入する計画であったが、社内事業計画の見直しにより2台の導入にとどまり、目標は達成できなかった。	目標が達成されたことから、利用者の移動の円滑化・利便性の向上に向けて、引き続き導入を検討する。
飛鳥交通川崎(株)	ユニバーサルデザインタクシー(スロープ車両)の導入	利用者の移動の円滑化・利便性の向上を図るため、導入計画を策定した。	C	事業は計画通り実施されなかった。	C	令和4年度は、ユニバーサルデザインタクシーを3台導入する計画であったが、社内事業計画の見直しにより達成できなかった。	目標が達成されなかったことから、利用者の移動の円滑化・利便性の向上に向けて、引き続き導入を検討する。

生田交通(株)	ユニバーサルデザインタクシー(スロープ車両)の導入	利用者の移動の円滑化・利便性の向上を図るため、導入計画を策定した。	C	事業は計画通り実施されなかった。	C	令和4年度は、ユニバーサルデザインタクシーを2台導入する計画であったが、社内事業計画の見直しにより達成できなかった。	目標が達成されなかったことから、利用者の移動の円滑化・利便性の向上に向けて、引き続き導入を検討する。
平和交通(株)	ユニバーサルデザインタクシー(スロープ車両)の導入	利用者の移動の円滑化・利便性の向上を図るため、導入計画を策定した。	B	一部事業は計画通り実施されなかった。	B	令和4年度は、ユニバーサルデザインタクシーを2台導入する計画であったが、社内事業計画の見直しにより1台の導入にとどまり、目標は達成できなかった。	目標が達成されなかったことから、利用者の移動の円滑化・利便性の向上に向けて、引き続き導入を検討する。
ワールド交通(株)	ユニバーサルデザインタクシー(スロープ車両)の導入	利用者の移動の円滑化・利便性の向上を図るため、導入計画を策定した。	A	事業は計画を上回り適切に実施された。	A	令和4年度は、ユニバーサルデザインタクシーを2台導入する計画であったが、3台を導入し車いす利用者等の移動の円滑化・利便性の一層の向上が図られた。	利用者の移動の円滑化・利便性の向上に向けて、引き続き導入を検討する。
新興タクシー(株)	ユニバーサルデザインタクシー(スロープ車両)の導入	利用者の移動の円滑化・利便性の向上を図るため、導入計画を策定した。	A	当初、事業の計画を策定しなかったが、導入を実施した。	A	令和4年度は、ユニバーサルデザインタクシーを導入する計画がなかったが、4台を導入し車いす利用者等の移動の円滑化・利便性の一層の向上が図られた。	利用者の移動の円滑化・利便性の向上に向けて、引き続き導入を検討する。
今井運送(株)	ユニバーサルデザインタクシー(スロープ車両)の導入	利用者の移動の円滑化・利便性の向上を図るため、導入計画を策定した。	A	当初、事業の計画を策定しなかったが、導入を実施した。	A	令和4年度は、ユニバーサルデザインタクシーを導入する計画がなかったが、4台を導入し車いす利用者等の移動の円滑化・利便性の一層の向上が図られた。	利用者の移動の円滑化・利便性の向上に向けて、引き続き導入を検討する。
明生タクシー(株)	ユニバーサルデザインタクシー(スロープ車両)の導入	利用者の移動の円滑化・利便性の向上を図るため、導入計画を策定した。	A	当初、事業の計画を策定しなかったが、導入を実施した。	A	令和4年度は、ユニバーサルデザインタクシーを導入する計画がなかったが、3台を導入し車いす利用者等の移動の円滑化・利便性の一層の向上が図られた。	利用者の移動の円滑化・利便性の向上に向けて、引き続き導入を検討する。
(株)セブン	福祉タクシー(リフト車両・リフト付き以外の車両)導入	利用者の移動の円滑化・利便性の向上を図るため、導入計画を策定した。	A	事業は計画を上回り適切に実行された。	A	令和4年度は、福祉タクシー(リフト付き以外)車両を3台導入する計画であったが、リフト車両2台、リフト以外2台を導入、円滑化・利便性の一層の向上が図られた。	利用者の移動の円滑化・利便性の向上に向けて、引き続き導入を検討する。

高砂交通(株)	福祉タクシー(リフト付き以外の車両)の導入	利用者の移動の円滑化・利便性の向上を図るため、導入計画を策定した。	C	事業は計画通り実施されなかった。	C	令和4年度は、福祉タクシー(リフト付車両)を1台導入する計画であったが、社内事業計画の見直しにより達成できなかった。	目標が達成されなかったことから、利用者の移動の円滑化・利便性の向上に向けて、引き続き導入を検討する。
ひまわり交通(株)	福祉タクシー(リフト付き車両)の導入	利用者の移動の円滑化・利便性の向上を図るため、導入計画を策定した。	B	一部事業は計画通り実施されなかった。	B	令和4年度は、福祉タクシー(リフト付車両)を3台導入する計画であったが、社内事業計画の見直しにより1台の導入にとどまり、目標は達成できなかった。	目標が達成されなかったことから、利用者の移動の円滑化・利便性の向上に向けて、引き続き導入を検討する。
川崎交通産業(株)	福祉タクシー(リフト付き車両)の導入	利用者の移動の円滑化・利便性の向上を図るため、導入計画を策定した。	C	事業は計画通り実施されなかった。	C	令和4年度は、福祉タクシー(リフト付車両)を1台導入する計画であったが、社内事業計画の見直しにより達成できなかった。	目標が達成されなかったことから、利用者の移動の円滑化・利便性の向上に向けて、引き続き導入を検討する。
平和交通(株)	福祉タクシー(リフト付き以外の車両)の導入	利用者の移動の円滑化・利便性の向上を図るため、導入計画を策定した。	A	当初、事業の計画を策定しなかったが、導入を実施した。	A	令和4年度は、福祉タクシー(リフト付以外の車両)を導入する計画がなかったが、1台を導入し車いす利用者等の移動の円滑化・利便性の一層の向上が図られた。	利用者の移動の円滑化・利便性の向上に向けて、引き続き導入を検討する。

地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(生活交通確保維持改善計画に基づく事業)

令和6年1月30日

協議会名: 川崎市地域公共交通会議分科会

評価対象事業名: 地域公共交通バリア解消促進等事業(バリアフリー化設備等整備事業)

①補助対象事業者等	②事業概要	③前回(又は類似事業)の事業評価結果の反映状況	④事業実施の適切性		⑤目標・効果達成状況	⑥事業の今後の改善点(特記事項を含む)	
川崎鶴見臨港バス(株)	ノンステップバスの計画的な導入・更新	高齢者や障がい者等を含めた利用者の移動の円滑化と利便性の向上を図るため、事業計画においてノンステップバス導入の定量的な目標設定を行なった。	A	計画どおり事業は適切に実施された。	A	乗合バス車両におけるノンステップバス導入率は93.0%となり、利用者の移動の円滑化、利便性が維持された。	今後も利用者の円滑化と利便性の更なる向上に向け、引き続きノンステップバスの導入を続ける。
東急バス(株)	ノンステップバスの計画的な導入・更新	既に全車両がバリアフリー新法適合車両ではあるが、高齢者や障がい者等を含めた利用者の移動円滑化と利便性向上のため、引き続きノンステップバス導入率向上に向けた検討を進める。	B	令和4年度も前年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により費用の削減や資金流出を抑える為、車両代替を見送ったものの、ワンステップバスの廃車を行ったことから、ノンステップバス導入率は向上した。	B	車両代替を行わなかったもののワンステップバスの廃車を行った為、ノンステップバス導入率は、67.1%に向上した。	引き続き、ワンステップバスから廃車を実施する等、移動円滑化と利便性向上に向けたノンステップバス導入率向上に取り組む。
小田急バス(株)	ノンステップバスの計画的な導入・更新	高齢者や障がい者等を含めた利用者の移動の円滑化と利便性の向上を図るため、ノンステップバス導入率100%を維持した。	A	計画通り事業は適切に実施された。	A	令和4年度は車両代替・増車なかったが、ノンステップバス導入率100%を維持した。	既にノンステップバスの導入率は100%となっているが、今後も利用者の移動の円滑化と利便性の更なる向上に向けて、引き続き、ノンステップバスの導入を継続する。
川崎市交通局	ノンステップバスの計画的な導入・更新	高齢者や障がい者等を含めた利用者の移動の円滑化と利便性の向上を図るため、事業計画においてノンステップバス導入の定量的な目標設定を行った。	C	令和4年度は、国内のハイブリッドバス車両を製造している事業者の受注停止等の影響を踏まえ、車両更新の実施は見送り、令和5年度に購入することとした。	A	令和4年度は、ノンステップバスの導入は行わなかったが、乗合バス車両におけるノンステップバス導入率は94.5%となり、バス利用者の移動の円滑化・利便性の向上を図った。	今後も利用者の移動の円滑化と利便性の向上に向けて、引き続き取組を進める。
川崎市交通局	障がい者用ICカードシステム整備	なし	A	計画通り事業は適切に実施された。	A	計画どおり対象車両全車両で障がい者用ICカードに対応した。	今後も利用者の移動の円滑化と利便性の向上に向けて、引き続き取組を進める。

別添1-2

事業実施と生活交通確保維持改善計画との関連について

令和6年1月30日

協議会名:	川崎市地域公共交通会議分科会
評価対象事業名:	地域公共交通バリア解消促進等事業(バリアフリー化設備等整備事業)
地域の交通の目指す姿 (事業実施の目的・必要性)	(ノンステップバスの導入) 市民の移動の安全性を確保するとともに、移動の円滑化を図るため、誰もが利用しやすいノンステップバス車両の普及を促進する (障がい者用ICカードシステムの導入) 関東圏のバス事業者が運営する複数の区市町村にまたがる路線に障がい者用ICカードシステムを導入することにより、障がい者の路線バスによる移動の利便性及び安全性の向上を図るとともに、公共交通機関としてのバスの利用を促進する。

令和4年度 地域公共交通確保維持改善事業

協議会名・補助対象事業者名

川崎市地域公共交通会議分科会
川崎鶴見臨港バス・東急バス・小田急バス・川崎市交通局

経緯

設備の現況

(ノンステップバスの導入)

- 国において、令和3年度末に移動等円滑化の促進に関する基本方針において、「乗合バス車両については、適用除外認定車両を除き、約80%を令和7年度までに、ノンステップバスとする」とされた。

(障がい者用IC対応カードシステムの導入)

- 関東圏のバス事業者においては、関東圏の鉄道事業者が国土交通省からの協力依頼を受け、障がい者ICカードを令和4年度下期から導入することに伴い、これに合わせて同カードを導入するため、必要となるシステム及び運賃箱の開発等を行う。
- 現在の路線バスでは運賃收受時に、障がい者手帳等を提示し、乗務員が手帳等を目視確認の上、運賃箱で割引運賃を收受している。

目標・効果

(ノンステップバスの導入)

- 川崎市全域において、ノンステップバスの比率は、「バリアフリー法に基づく基本方針における次期目標について」の令和7年度までに約80%の整備目標を実現しているが、導入率を段階的に上げ、更なる推進に取り組む。
- ノンステップバスを導入し、高齢者や障害者など誰もが乗降しやすくなることで、利用者の移動円滑化や利便性向上が図られる。さらに高齢者等の外出促進につながることや自家用車からバス利用への転換などにより、バス利用者の増加に寄与する。自家用車からの転換については、環境負荷の低減も期待できる。

(障がい者用IC対応カードシステムの導入)

- 令和4年度末までに、川崎市交通局の交通系ICカードシステムに対応する全車両で障がい者用ICカードに対応することを目指す。
- 障がい者用ICカードを導入することによって、同ICカードの利用時に割引運賃が自動で收受できるようになり、路線バスにおける障がい者の利便性が飛躍的に向上し、移動の負担が軽減される。また、障がい者がスムーズにバスの乗降ができることで移動の円滑化が図れるとともに、バスの利用者の増加が期待されるほか、「真の共生社会」の実現に向けたバリアフリー社会の実現に大きく貢献する。

事業内容

- ノンステップバスの導入
- 障がい者用ICカードシステムの導入

目的・必要性

(ノンステップバスの導入)

- 市民の移動の安全性を確保するとともに、移動の円滑化を図るため、誰もが利用しやすいノンステップバス車両の普及を促進する

(障がい者用IC対応カードシステムの導入)

- 関東圏のバス事業者が運営する複数の区市町村にまたがる路線に障がい者用ICカードシステムを導入することにより、障がい者の路線バスによる移動の利便性及び安全性の向上を図るとともに、公共交通機関としてのバスの利用を促進する。

協議会構成員

- 川崎市まちづくり局交通政策室
- 一般社団法人神奈川県バス協会
- 関東運輸局神奈川運輸支局
- 川崎市全町内会連合会(利用者代表)

事業の概要

(ノンステップバスの導入)

- 川崎鶴見臨港バス(株): 19台

(障がい者用IC対応カードシステムの導入)

- 川崎市交通局: 310台(対象車両全車両)

生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）

令和5年7月6日

（名称）川崎市地域公共交通会議分科会
 （地域公共交通バリア解消促進等事業（タクシー部門））
 （代表者名）会長 塚田 雄也

1. 生活交通改善事業計画の名称

令和5年度 川崎市ユニバーサルデザインタクシー等導入促進事業計画

2. バリアフリー化設備等整備事業の目的・必要性

川崎市では、高齢者社会の進展などによる社会的ニーズの変化に合わせて、平成25年3月に改訂した「川崎市総合都市交通計画」において、高齢者や障害者など誰もが安全で快適に利用できる交通環境の整備を目標としており、そのために「交通の安全・安心の強化」を重点施策の一つとして掲げ、ユニバーサルデザインの推進に取り組むこととしている。

このことから、市民の移動の安全性を確保するとともに、移動の円滑化を図るため、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインタクシー（以下「UDタクシー」という。）等の普及を促進する必要がある。さらに、車いす利用者などに対しても、公共交通における環境整備と利用者の社会参加の促進に寄与するものであるため、普及促進を早期に図る必要がある。

3. バリアフリー化設備等整備事業の定量的な目標及び効果

（1）事業の目標

川崎市内の法人タクシー総台数において、「バリアフリー法に基づく基本方針における次期目標について」の令和7年度までに約25%をUDタクシーとすることを目標とする。

（2）事業の効果

UDタクシー等を導入することにより、車いす利用者等の移動への負担が軽減され、移動の円滑化が図られるとともに、これまで自家用車で送迎されていた車いす利用者などがUDタクシー等の利用に移行することも見込まれることから、公共交通利用者の増加が期待できる。

4. バリアフリー化設備等整備事業の内容と当該事業を実施する事業者
(1) 事業の内容：実施事業者（補助対象事業者）
<p>【川崎市合計】</p> <p>UDタクシーの導入135台</p> <ul style="list-style-type: none"> ・UDタクシー（スロープ車両）の導入（1台）：向ヶ丘交通(株)イースタン ・UDタクシー（スロープ車両）の導入（2台）：高砂交通(株)、東栄興業(株) ・UDタクシー（スロープ車両）の導入（3台）：明生タクシー株式会社、多摩田園タクシー(株)、(株)八重洲タクシー ・UDタクシー（スロープ車両）の導入（4台）：(株)今井運送、新興タクシー(株) ・UDタクシー（スロープ車両）の導入（5台）：富士電物流(株)、ワールド交通(株) ・UDタクシー（スロープ車両）の導入（7台）：川崎タクシー(株)、 ・UDタクシー（スロープ車両）の導入（10台）：ひまわり交通(株)、コスモ交通(株)、京浜交通(株) ・UDタクシー（スロープ車両）の導入（11台）：平和交通(株) ・UDタクシー（スロープ車両）の導入（25台）：日本交通横浜(株) ・UDタクシー（スロープ車両）の導入（30台）：神奈川都市交通(株) <p>福祉タクシーの導入11台</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉タクシー（リフト付き車両）の導入（1台）：日本交通横浜(株) ・福祉タクシー（リフト付き以外の車両）の導入（1台）：高砂交通(株) ・福祉タクシー（リフト付き以外の車両）の導入（2台）：(株)セブン、ひまわり交通(株)、東栄興業(株) ・福祉タクシー（リフト付き以外の車両）の導入（3台）：川崎交通産業(株)
(実施事業者（補助対象事業者）の身体・知的・精神の3区分における運賃割引率について) 例)・各社ともに身体1割引、知的1割引、精神1割引
(2) 関連事項（以下、〈 〉内の事業に該当する場合に記載）
<p>〈福祉タクシー車両・共同配車センターに係る事業〉</p> <p>特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）第3条に定める特定地域に指定（平成27年8月1日）</p>

5. バリアフリー化設備等整備事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額					
令和5年度（当該年度）					
事業の名称	総事業費 割合	国費 割合	都道府県負担 割合	市区町村負担 割合	事業者負担 割合
UDタクシー等 導入促進事業	449,947千円	140,180千円	0千円	0千円	309,767千円
	100%	31.15%	0%	0%	68.85%
<p>※総事業費については見込み額を記載</p> <p>※列記の者以外に費用負担者がいる場合は、適宜修正の上、全体構成が分かるように記載。</p>					

6. 計画期間												
以下項目別に概ねの着手・実施期間を矢印(←→)、または横棒線(——)で記載。 ●で年度ごとの事業着手日、事業完了日を記載												
事業の名称	令和5年度				令和6年度				令和7年度			
	4月	9月	12月	3月	4月	9月	12月	3月	4月	9月	12月	3月
UD タクシー等 導入促進事業												

7. 協議会の開催状況と主な議論
<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年4月12日 川崎市地域公共交通会議分科会(地域公共交通バリア解消促進等事業(タクシー部門))設立 ・令和4年5月23日(第1回) 分科会文書協議、令和4年度計画について合意 ・令和5年1月10日(第2回) 分科会文書協議、令和3年度事業評価について合意 ・令和5年6月 日(第1回) 分科会文書協議、令和5年度計画について合意(予定)

8. 利用者等の意見の反映
川崎市地域公共交通会議分科会(タクシー部門)の構成員に意見を照会し、計画案について同意を得た。

9. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	
関係市区町村	川崎市まちづくり局交通政策室
交通事業者・交通施設管理者等	神奈川県タクシー協会川崎支部、神奈川県個人タクシー協会
地方運輸局	関東運輸局神奈川運輸支局
その他協議会が必要と認める者	川崎市全町内会連合会(利用者代表)、日本福祉医療輸送機構

■注意事項

・総合連携計画等の既存の計画を活用する場合は、上記の事項について記載のある計画をそのまま活用することでもよい。ただし、記載されていない事項については追記すること。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住所) 川崎市川崎区宮本町1番地
 (所属) 川崎市まちづくり局交通政策室
 (氏名) 本田、荻原
 (電話) 044-200-2034
 (e-mail) 50kousei@city.kawasaki.jp

生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）

令和 5 年 7 月 6 日

（名称）川崎市地域公共交通会議分科会
（地域公共交通バリア解消促進等事業（バス部門））
（代表者名）会長 塚田 雄也

1. 生活交通改善事業計画の名称

令和 5 年度 川崎市ノンステップバス導入促進事業計画

2. バリアフリー化設備等整備事業の目的・必要性

川崎市では、高齢社会の進展などによる社会的ニーズの変化にあわせて、平成 30 年 3 月に改訂した「川崎市総合都市交通計画」において、高齢者や障害者など誰もが安全で快適に利用できる交通環境の整備を目標としており、そのために「交通の安全・安心の強化」を重点施策の一つとして掲げ、ユニバーサルデザインの推進に取り組むこととしている。

このことから、市民の移動の安全性を確保するとともに、移動の円滑化を図るため、誰もが利用しやすいノンステップバス車両の普及を促進する必要がある。さらに、車いす利用者などに対しても、公共交通における環境整備と利用者の社会参加の促進に寄与するものであるため、導入促進を図る必要がある。

3. バリアフリー化設備等整備事業の定量的な目標及び効果

(1) 事業の目標

川崎市全域において、ノンステップバスの比率は、「バリアフリー法に基づく基本方針における次期目標について」の令和 7 年度までに約 80% の整備目標を実現しているが、導入率を段階的に上げ、更なる推進に取り組む。

(2) 事業の効果

ノンステップバスを導入し、高齢者や障害者など誰もが乗降しやすくなることで、利用者の移動円滑化や利便性向上が図られる。さらに高齢者等の外出促進につながることや自家用車からバス利用への転換などにより、バス利用者の増加に寄与する。自家用車からの転換については、環境負荷の低減も期待できる。

4. バリアフリー化設備等整備事業の内容と当該事業を実施する事業者

(1) 事業の内容：実施事業者（補助対象事業者）

（内容）【川崎市合計】ノンステップバスの導入 68 台

- ・ノンステップバスの導入 大型 39 台：川崎市交通局
- ・ノンステップバスの導入 大型 3 台：小田急バス株式会社
- 小型 2 台：小田急バス株式会社
- ・ノンステップバスの導入 大型 3 台：東急バス株式会社
- ・ノンステップバスの導入 大型 21 台：川崎鶴見臨港バス株式会社

(実施事業者(補助対象事業者)の身体・知的・精神の3区分における運賃割引率について)
 各社ともに 身体：普通旅客運賃 5割、定期旅客運賃 3割
 知的：普通旅客運賃 5割、定期旅客運賃 3割
 精神：普通旅客運賃 設定なし、定期旅客運賃 設定なし

(2) 関連事項(以下、〈 〉内の事業に該当する場合に記載)

〈バス車両の導入に係る事業〉
 事業を実施する地域を含む都道府県における車いす対応車両(ノンステップバス、ワンステップバス及びリフト付きバス)等の導入台数。

令和5年3月31日現在

事業者名	車両数(台)			
	ノンステップ	ワンステップ	リフト付き	総数
交通局	290	17	0	307
	94.5%	5.5%	0.0%	
小田急バス	182	0	0	182
	100%	0%	0%	
東急バス	51	25	0	76
	67.1%	32.9%	0.0%	
臨港バス	240	18	0	258
	93.0%	7.0%	0.0%	
川崎市合計	763	60	0	823
	92.7%	7.3%	0.0%	

5. バリアフリー化設備等整備事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

令和5年度(当該年度)

事業の名称	総事業費 割合	国費 割合	都道府県負 担割合	市区町村負 担割合	事業者負担 割合
ノンステップ バスの導入	2,276,109千円	16,800千円	0千円	0千円	2,255,109千円
	100%	0.9%	0%	0%	99.1%

※総事業費については見込み額を記載
 ※列記の者以外に費用負担者がいる場合は、適宜修正の上、全体構成が分かるように記載。

6. 計画期間												
以下項目別に概ねの着手・実施期間を矢印（←→）、または横棒線（——）で記載。 ●で年度ごとの事業着手日、事業完了日を記載												
事業の名称	令和5年度				令和6年度				令和7年度			
	4月	9月	12月	3月	4月	9月	12月	3月	4月	9月	12月	3月
ノンステップバスの導入												

7. 協議会の開催状況と主な議論
<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年4月12日 川崎市地域公共交通会議分科会 （地域公共交通バリア解消促進等事業（バス部門））設立 ・令和4年5月23日（第1回）令和4年度事業計画（ノンステップバス）について合意 ・令和4年9月9日（第2回）令和4年度事業計画（ICカード）について合意 ・令和5年1月10日（第3回）令和3年度事業評価について合意 ・令和5年6月 日（第1回）令和5年度事業計画について合意

8. 利用者等の意見の反映
川崎市地域公共交通会議分科会（バス部門）の構成員に意見を照会し、計画案について同意を得た。

9. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	
関係市区町村	川崎市まちづくり局交通政策室
交通事業者・交通施設管理者等	神奈川県バス協会
地方運輸局	関東運輸局神奈川運輸支局
その他協議会が必要と認める者	川崎市全町内会連合会（利用者代表）

■注意事項

・総合連携計画等の既存の計画を活用する場合は、上記の事項について記載のある計画をそのまま活用することでもよい。ただし、記載されていない事項については追記すること。

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所） 川崎市川崎区宮本町1番地

（所 属） 川崎市まちづくり局交通政策室

（氏 名） 本田、荻原

（電 話） 044-200-2034

（e-mail） 50kousei@city.kawasaki.jp

「川崎市地域公共交通会議設置要綱」及び 「川崎市地域公共交通会議分科会設置要領」の改正について

法改正前の協議運賃について

一般乗合旅客自動車運送事業における協議運賃制度については、道路運送法九条第4項、同施行規則九条の2において、**地域公共交通会議にて協議が調ったとき、国土交通大臣に届け出ることで、運賃等の決定、変更が可能であった。**

道路運送法の改正

(R5.4.1改正 R5.10.1施行)

協議を行う構成員が重要であることに鑑み、**独占禁止法上のカルテルにあたる**との疑義が生じないように、**運賃等を定めようとする一般旅客自動車運送事業者のみが協議に参加するよう改正**

現在(法改正後)の協議運賃について

法九条第4項において、次の者を構成員とする協議会において、**運賃等について協議が調ったときは、国土交通大臣に届け出ることににより当該運賃等を定め、変更することができる。**

- 一 市町村又は都道府県
- 二 運賃等を定める一般乗合旅客自動車運送事業者
- 三 管轄する地方運輸局長
- 四 市町村長又は都道府県知事が関係住民の意見を代表するものとして指名する者

本市での対応

- ① **地域公共交通会議での協議事項から運賃・料金に関する事項を除く**
- ② **運賃を協議する協議会を地域公共交通会議の分科会として協議できるようにする。**

具体的な要綱等の改正

- ① 「川崎市地域公共交通会議設置要綱」第2条の協議事項から**「運賃・料金」を削除**
- ② 「川崎市地域公共交通会議分科会設置要領」第3条の委員として指名できる者に法九条第4項の**構成員を追加**

川崎市地域公共交通会議設置要綱 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>川崎市地域公共交通会議設置要綱</p> <p>(中略)</p> <p>(協議事項)</p> <p>第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。</p> <p>(1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様等に関する事項</p> <p>(2) その他交通会議が必要と認める事項</p> <p>(中略)</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この要綱は、平成20年7月28日から施行する。</p> <p>(川崎市地域交通検討委員会の廃止)</p> <p>2 川崎市地域交通検討委員会(平成18年6月1日施行)は、廃止する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成22年4月1日から施行する</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成28年12月14日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和6年3月 日 から施行する。</p>	<p>川崎市地域公共交通会議設置要綱</p> <p>(中略)</p> <p>(協議事項)</p> <p>第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。</p> <p>(1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様 及び運賃・料金等に関する事項</p> <p>(2) その他交通会議が必要と認める事項</p> <p>(中略)</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この要綱は、平成20年7月28日から施行する。</p> <p>(川崎市地域交通検討委員会の廃止)</p> <p>2 川崎市地域交通検討委員会(平成18年6月1日施行)は、廃止する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成22年4月1日から施行する</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成28年12月14日から施行する。</p>

川崎市地域公共交通会議設置要綱

(目的)

第1条 川崎市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要な交通手段の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様等に関する事項
- (2) その他交通会議が必要と認める事項

(交通会議の構成員)

第3条 交通会議の委員は委員20名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者により構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 一般乗用旅客自動車運送事業者
- (4) 神奈川県バス協会 専務理事
- (5) 神奈川県タクシー協会川崎支部 事務局長
- (6) 川崎市全町内会連合会の推薦する者

(7) 市民

(8) 国土交通省関東運輸局神奈川運輸支局首席運輸企画専門官

(9) 神奈川県交通運輸産業労働組合

(10) 神奈川県警察本部交通部交通規制課都市交通対策室長

(11) 川崎市建設緑政局総務部長

(12) 川崎市まちづくり局交通政策室長

(13) その他交通会議の運営上必要と認められる者

3 前項第2号から第6号まで及び第8号から第12号までに掲げる委員については、交通会議に代理人を出席させることができる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、交通会議に出席して、その意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

(委員の任期)

第4条 前条第2項第1号、第6号及び第7号に掲げる委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(会長)

第5条 交通会議に会長をおき、構成員の互選により選任された者を充てる。

2 会長は交通会議を代表し、会務を総括する。

3 会長に事故があるときは、委員のうち、あらかじめ会長が指定した者がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 交通会議は、会長がこれを招集し、その議長となる。

2 交通会議は委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 交通会議の議決を要する事項については、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、やむを得ない事由により交通会議を開く余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員に送付し、その意見を徴し又は賛否を問い、その結果をもって交通会議の議決に変えることができる。

(分科会)

第 7 条 会長は、必要があると認めるときは、調査審議事項を分科会に付託することができる。

2 分科会の構成員は、会長が指名する者及び交通会議が必要と認める者とする。

3 第 5 条及び第 6 条の規定は、分科会の会議に準用する。

(協議結果の取扱い)

第 8 条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に務めるものとする。

(庶務)

第 9 条 交通会議の庶務はまちづくり局交通政策室において処理する。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 20 年 7 月 28 日から施行する。

(川崎市地域交通検討委員会の廃止)

2 川崎市地域交通検討委員会（平成 18 年 6 月 1 日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 12 月 14 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 3 月 ●●日から施行する。

川崎市地域公共交通会議分科会設置要領 新旧対照表

改正案	現 行
<p>川崎市地域公共交通会議分科会設置要領</p> <p>(中略)</p> <p>(分科会の構成)</p> <p>第3条 分科会は、交通会議設置要綱第7条第2項に基づき、交通会議の会長(以下「交通会議会長」)が指名する委員8名以内をもって組織する。</p> <p>2 前項に定める、交通会議会長が委員として指名できる者は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 神奈川県バス協会専務理事</p> <p>(2) 神奈川県タクシー協会川崎支部事務局長</p> <p>(3) 神奈川県個人タクシー協会専務理事</p> <p>(4) 日本福祉医療輸送機構事務局長</p> <p>(5) 川崎市全町内会連合会が推薦する者</p> <p>(6) 国土交通省関東運輸局神奈川運輸支局主席運輸企画専門官</p> <p>(7) 運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者</p> <p>(8) 運賃等を定めるとき、関係住民の意見を代表するものとして市長が指名する者</p> <p>(9) 川崎市まちづくり局交通政策室長</p> <p>(10) その他交通会議会長が必要と認める者</p> <p>3 分科会の会長(以下「分科会会長」)は、前項で指名した委員から、交通会議会長が指名する。</p> <p>4 分科会会長は、調査審議事項の協議にあたり必要があると認めるときは、委員以外の者を分科会に出席させ、意見を聴取し、又は説明を求めることができる。</p> <p>(中略)</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この要領は、平成23年3月15日から施行する。</p>	<p>川崎市地域公共交通会議分科会設置要領</p> <p>(中略)</p> <p>(分科会の構成)</p> <p>第3条 分科会は、交通会議設置要綱第7条第2項に基づき、交通会議の会長(以下「交通会議会長」)が指名する委員8名以内をもって組織する。</p> <p>2 前項に定める、交通会議会長が委員として指名できる者は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 神奈川県バス協会専務理事</p> <p>(2) 神奈川県タクシー協会川崎支部事務局長</p> <p>(3) 神奈川県個人タクシー協会専務理事</p> <p>(4) 日本福祉医療輸送機構事務局長</p> <p>(5) 川崎市全町内会連合会が推薦する者</p> <p>(6) 国土交通省関東運輸局神奈川運輸支局主席運輸企画専門官</p> <p>(7) 川崎市まちづくり局交通政策室長</p> <p>(8) その他交通会議会長が必要と認める者</p> <p>3 分科会の会長(以下「分科会会長」)は、前項で指名した委員から、交通会議会長が指名する。</p> <p>4 分科会会長は、調査審議事項の協議にあたり必要があると認めるときは、委員以外の者を分科会に出席させ、意見を聴取し、又は説明を求めることができる。</p> <p>(中略)</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この要領は、平成23年3月15日から施行する。</p>

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成30年6月18日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和6年3月 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成30年6月18日から施行する。

川崎市地域公共交通会議分科会設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、川崎市地域公共交通会議設置要綱（20川ま交第136号、以下「交通会議設置要綱」）第7条の規定に基づき設置される川崎市地域公共交通会議分科会（以下「分科会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 分科会は、川崎市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）から付託された調査審議事項を協議し、その結果を交通会議へ報告することを目的とする。

(分科会の構成)

第3条 分科会は、交通会議設置要綱第7条第2項に基づき、交通会議の会長（以下「交通会議会長」）が指名する委員8名以内をもって組織する。

2 前項に定める、交通会議会長が委員として指名できる者は、次のとおりとする。

- (1) 神奈川県バス協会専務理事
- (2) 神奈川県タクシー協会川崎支部事務局長
- (3) 神奈川県個人タクシー協会専務理事
- (4) 日本福祉医療輸送機構事務局長
- (5) 川崎市全町内会連合会が推薦する者
- (6) 国土交通省関東運輸局神奈川運輸支局主席運輸企画専門官

(7) 運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者

(8) 運賃等を定めるとき、関係住民の意見を代表するものとして市長が指名する者

(9) 川崎市まちづくり局交通政策室長（10）その他交通会議会長が必要と認める者

3 分科会の会長（以下「分科会会長」）は、前項で指名した委員から、交通会議会長が指名する。

4 分科会会長は、調査審議事項の協議にあたり必要があると認めるときは、委員以外の者を分科会に出席させ、意見を聴取し、又は説明を求めることができる。

(協議結果の取扱い)

第4条 分科会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に務めるものとする。

(庶務)

第5条 分科会の庶務はまちづくり局交通政策室において処理する。

(委)

第6条 この要領に定めるもののほか、議事の手続その他分科会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成23年3月15日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 30 年 6 月 18 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和 6 年 3 月 日 から施行する。